



制度編

各府省が行う政策評価

4 政策評価の三方式

政策評価を行うに当たっては、政策評価に期待される役割を十分果たすとともに、政策評価の効率的な実施を確保するため、政策の特性等に応じて合目的的に、「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」を始めとした適切な方式を用いることとしています。

政策評価の代表的な評価方式

事業評価方式

実績評価方式

総合評価方式



4 政策評価の三方式 ～（1）事業評価方式～

事業評価方式

あらかじめ期待される政策効果や要する費用等を推計・測定し、目的の妥当性、費用対効果等の観点から評価、必要に応じ事後検証を行う方式（事前評価・事後評価）

【評価が義務付けられている事業】

【公共事業】

公共事業の実施に係る評価
（事前評価・事後評価）

【規制】

規制の新設・改廃に係る評価
（事前評価、事後評価）

【租税特別措置等】

租税特別措置等に係る評価
（事前評価・事後評価）

【研究開発・ODA等】

研究開発・ODAの実施に係る評価
（事前評価・事後評価）



4 政策評価の三方式 ～（２）実績評価方式、（３）総合評価方式～

実績評価方式

あらかじめ目標を設定（可能な限り定量化）し、その達成度を測定して評価する方式（事後評価）

総合評価方式

政策効果を様々な角度から分析し、問題点やその原因を把握するなど総合的に評価する方式（事後評価）



5 義務付け 5 分野 ～ (1) 研究開発の政策評価～

研究開発の政策評価の義務付け対象

○事前評価

事業費10億円以上の個々の研究開発
(人文科学のみに係るものを除く。)

○事後評価

政策決定してから5年経過時点で未着手又は10年超過時点で未了

国の研究開発評価に関する
大綱的指針 (総理大臣決定)

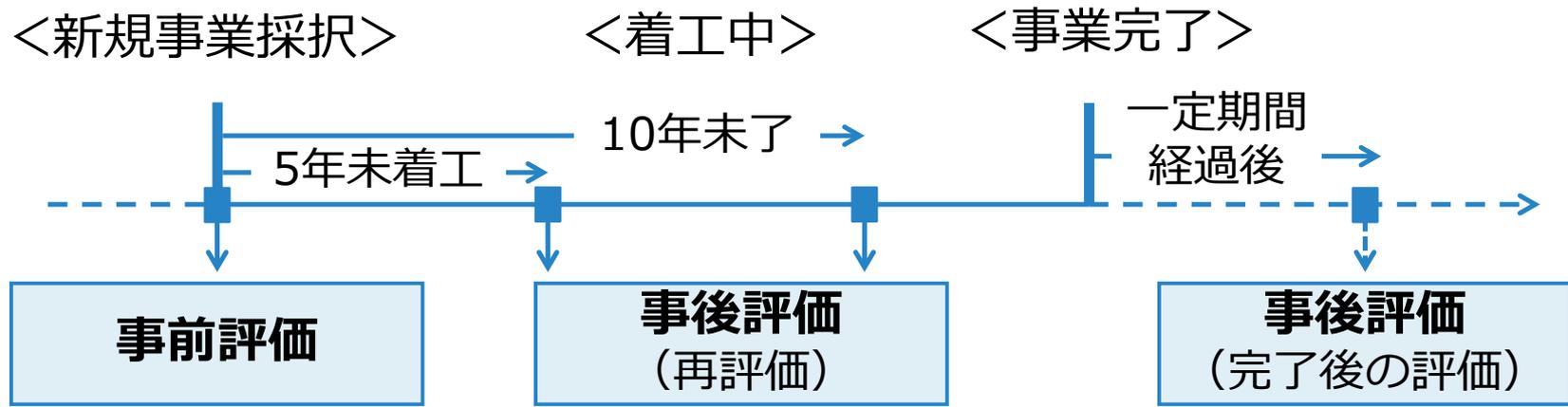
(評価対象)

- ・ 研究開発プログラム
- ・ 研究開発課題
- ・ 研究者等の業績
- ・ 研究開発機関等

※政策評価と大綱的指針による
研究開発評価は整合するよう
取り組むこととされている。



5 義務付け 5 分野 ~ (2) 公共事業の政策評価~



一般的に、事業区分ごとに作成した評価マニュアルに基づき
費用便益分析を実施

○事前評価（義務付け）

新規事業の採択時において、事業費10億円以上のもの

○事後評価（再評価）（義務付け）

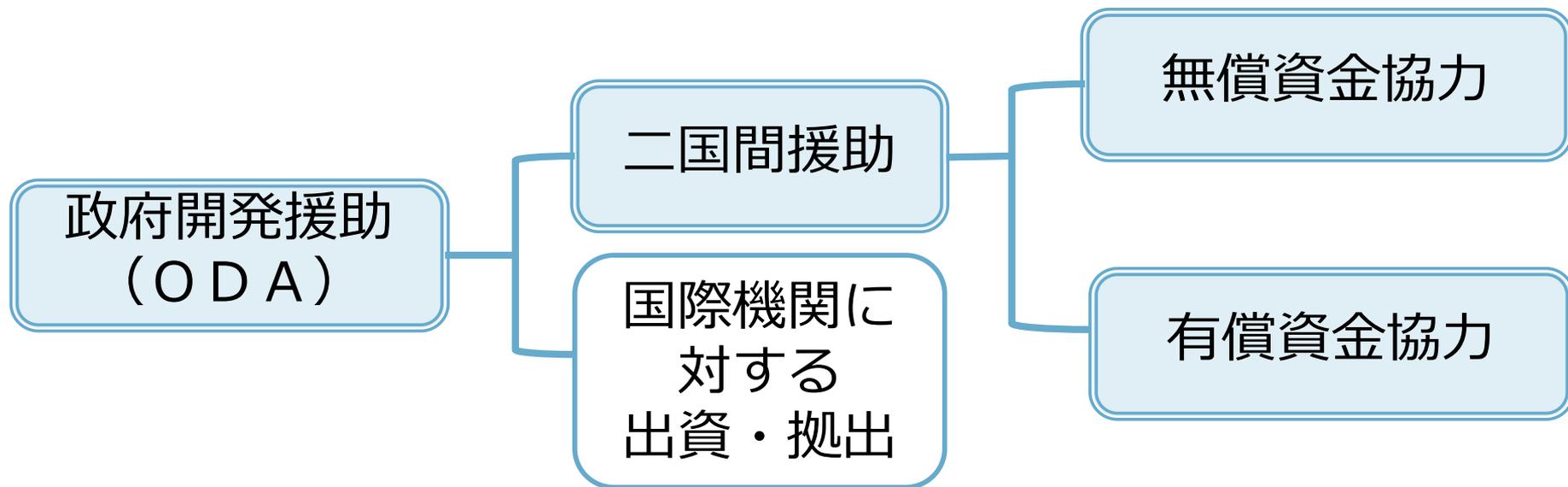
事業採択時から5年経過して未着工の事業、
10年経過して継続中の事業等

○事後評価（完了後の評価）

事業完了後一定期間（おおむね5年）経過した事業



5 義務付け 5 分野 ～ (3) 政府開発援助の政策評価～



○事前評価（義務付け）

- ・ 供与限度額が10億円以上の無償資金協力事業
（技術協力又はこれに密接に関連性を有する事業のための施設の整備を目的として行われるもの）
- ・ 供与限度額が150億円以上の有償資金協力事業

○事後評価（義務付け）

- ・ 事業決定後5年経過時点で未着手のもの
- ・ 10年経過時点で事業が未了のもの



5 義務付け 5 分野 ~ (4) 規制に係る政策評価~

規制：国民の権利を制限し、又は義務を課すもの

評価の観点

- ・ 課題や問題の解決手段として規制の必要性、妥当性及び有効性
- ・ 規制の導入に伴い発生する国民の負担（必要最小限度）

安全、防災、環境保全、消費者保護等の行政目的の実現により得られる**プラス**の面

安全 健康 環境 等



規制により発生する国民の負担（設備投資や手続費用）などの**マイナス**の面

手続 取締り等

規制の質の上向、国民への説明責任

- **事前評価（義務付け）**
法律又は政令で新設・改廃する規制
- **事義務付け義務付け**
事前評価を実施した規制



5 義務付け 5 分野 ~ (5) 租税特別措置等の政策評価~

「平成22年度税制改正大綱」

国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置（租税特別措置等）の抜本的な見直しの方針



効果を客観的かつ厳格に評価

租税特別措置等の政策評価

事前評価：税制改正要望（新設、拡充又は延長）を行う租税特別措置等

事後評価：上記以外の租税特別措置等

必要性

有効性

相当性

※法人税、法人住民税又は法人事業税に係る租税特別措置等は、政策評価の実施を義務付け